

マチカネポイントアプリ参加店規約

誓約・同意事項

※以下「マチカネポイント等」は、マチカネポイントアプリを用いて決済される電子マネーを指しております。

1. 商品の販売、またはサービスの提供なくマチカネポイント等の換金を行いません。
2. マチカネポイント等を使用できない商品に対して、マチカネポイント等での支払いを受け付けません。
3. マチカネポイント等の再販、再流通を致しません。
4. マチカネポイント等の偽造、悪用、濫用は致しません。
5. マチカネポイント等を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. マチカネポイント等の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
7. マチカネポイント等の取扱い、参加店舗の責務のほか、参加店舗募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
8. マチカネポイント事業事務局の運営に協力いたします。

9. マチカネポイント等の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
10. マチカネポイント等の参加に対して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
11. 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種等の公表（専用ホームページ等に掲載）について同意します。
12. 登録する店舗は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者ではありません。
13. 登録する店舗は、特定の宗教、政治団体と関わる者や公序良俗に反する営業を行う者ではありません。
14. 登録する店舗は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う者ではありません。
15. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施します。
16. 今回店舗登録する内容は、今後豊中市が実施を予定している消費喚起策（応援券事業等）への参加店舗として継続利用することに同意します。